

平成22年 No. 6

国立大学法人東京学芸大学大学院学則の一部を改正する学則

東京学芸大学教員選考規程等の一部を改正する規程

制定理由

学期の名称変更のための学則の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

学則の改正に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、教育研究評議会には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学大学院学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

平成22年 2 月 8 日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成22年学則第 2 号

国立大学法人東京学芸大学大学院学則の一部を改正する学則

国立大学法人東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第 1 号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員選考規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成22年 2 月 8 日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成22年規程第 5 号

東京学芸大学教員選考規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）
- (2) 東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程（昭和45年規程第 2 号）
- (3) 東京学芸大学外国人研究生規程（平成 3 年規程第10号）
- (4) 東京学芸大学公開講座規程（平成15年規程第 5 号）

国立大学法人東京学芸大学大学院学則の一部改正について

改正理由：学期の名称変更のための学則の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
[省略] (授業料の納付期限) 第36条 授業料は、次の2期に分けて、それぞれ年額の2分の1に相当する額を納めなければならない。 <u>春学期</u> (4月1日から9月30日まで) 4月30日まで <u>秋学期</u> (10月1日から翌年3月31日まで) 10月31日まで 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、<u>春学期</u>に係る授業料を徴収するときに、当該年度の<u>秋学期</u>に係る授業料を併せて徴収するものとする。 3 入学年度の<u>春学期</u>又は<u>春学期</u>及び<u>秋学期</u>に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。 (授業料等の返付) 第37条 一度納付した入学料及び授業料は返付しない。 2 前項の規定にかかわらず、入学を許可するときに授業料を納付した者が、4月入学の場合は3月31日までに、10月入学の場合は9月30日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により当該授業料相当額を返付することができる。 3 前条第2項及び第3項により<u>春学期</u>に係る授業料を徴収するときに、<u>秋学期</u>に係る授業料を併せて納付した者が、当該年度の9月30日までに休学又は退学した場合には、第1項の規定にかかわらず、納付した者の申出により<u>秋学期</u>に係る授業料相当額を返付することができる。 [省略] <u>附 則</u> <u>この学則は、平成22年4月1日から施行する。</u>	[省略] (授業料の納付期限) 第36条 授業料は、次の2期に分けて、それぞれ年額の2分の1に相当する額を納めなければならない。 <u>前期</u> (4月1日から9月30日まで) 4月30日まで <u>後期</u> (10月1日から翌年3月31日まで) 10月31日まで 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、<u>前期</u>に係る授業料を徴収するときに、当該年度の<u>後期</u>に係る授業料を併せて徴収するものとする。 3 入学年度の<u>前期</u>又は<u>前期</u>及び<u>後期</u>に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。 (授業料等の返付) 第37条 一度納付した入学料及び授業料は返付しない。 2 前項の規定にかかわらず、入学を許可するときに授業料を納付した者が、4月入学の場合は3月31日までに、10月入学の場合は9月30日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により当該授業料相当額を返付することができる。 3 前条第2項及び第3項により<u>前期</u>に係る授業料を徴収するときに、<u>後期</u>に係る授業料を併せて納付した者が、当該年度の9月30日までに休学又は退学した場合には、第1項の規定にかかわらず、納付した者の申出により<u>後期</u>に係る授業料相当額を返付することができる。 [省略]

東京学芸大学教員選考規程の一部改正について

改正理由：学期の名称変更のための学則の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正				現 行			
〔省略〕				〔省略〕			
様式第 4				様式第 4			
非常勤講師選考調書				非常勤講師選考調書			
〔省略〕	担当科目	<u>春学期</u>		<u>秋学期</u>		雇用 期間	備考
		週時数	曜日 時限	週時数	曜日 時限		
様式第 5				様式第 5			
非常勤講師選考結果報告書				非常勤講師選考結果報告書			
〔省略〕	担当科目	<u>春学期</u>		<u>秋学期</u>		雇用 期間	備考
		週時 数	曜日 時限	週時 数	曜日 時限		
〔省略〕				〔省略〕			
<u>附 則</u> この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。							

東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部改正について

改正理由：学期の名称変更のための学則の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (徴収猶予の期限) 第11条 授業料の徴収猶予の期限は、<u>春学期分</u>については8月末日、<u>秋学期分</u>については2月末日を超えないものとする。 〔省略〕 (許可及び許可の取消) 第14条 授業料の徴収猶予又は分納の許可及び許可の取消は、第7条<u>から第9条</u>の規定を準用する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (徴収猶予の期限) 第11条 授業料の徴収猶予の期限は、<u>前期分</u>については8月末日、<u>後期分</u>については2月末日を超えないものとする。 〔省略〕 (許可及び許可の取消) 第14条 授業料の徴収猶予又は分納の許可及び許可の取消は、第7条<u>及び第8条</u>の規定を準用する。 〔省略〕

東京学芸大学外国人研究生規程の一部改正について

改正理由：学期の名称変更のための学則の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (在学期間) 第6条 外国人研究生の在学期間は、1 学年間又は<u>秋学期</u>半年間とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (在学期間) 第6条 外国人研究生の在学期間は、1 学年間又は<u>後期</u>半年間とする。 〔省略〕

東京学芸大学公開講座規程の一部改正について

改正理由：学期の名称変更のための学則の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （開設期間） 第10条 講座の開設期間は、原則として<u>春学期</u>又は<u>秋学期</u>の期間とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （開設期間） 第10条 講座の開設期間は、原則として<u>前学期</u>又は<u>後学期</u>の期間とする。 〔省略〕